

知ってください!

ヤングケアラーのこと

問い合わせ／子育て支援課支援担当(内線2634)
学校支援課指導担当(内線3315)

家族等のケアをしている方をケアラーといい、その中で大人が担うようなケアの責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満のお子さんを「ヤングケアラー」といいます。

県が行った調査では、高校2年生の25人に1人(約4.1%)がヤングケアラーという結果が出ています。

ケアを必要とする人とケアを担う人の両方が、自分らしい生活を送ることができるための支援が求められています。

ひとりで悩まず相談してね。

☎048-541-1894

こども家庭総合支援拠点「この巣」では、関係機関と連携しサポートします



LINEでの相談も受け付けています

**「親と子どもの
悩みごと相談@埼玉」**
(9時～21時)



YouTubeで公開中



埼玉県地域包括ケア課 ケアラー支援Web講座

**元ヤングケアラー体験談動画
～私たちはヤングケアラーだった～**

ヤングケアラーが担っている主なこと



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

